

議案第17号

久喜市部設置条例の一部を改正する条例

久喜市部設置条例(平成22年久喜市条例第9号)の一部を次のように改正する。
第2条の表健康・子ども未来部の部に次のように加える。

(6) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(久喜市立体育施設条例の一部改正)
- 2 久喜市立体育施設条例(平成22年久喜市条例第104号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。
第5条、第7条第1項及び第3項、第9条並びに第14条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。
第15条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「第3条第2項中「久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と」を「第3条第2項」に、「「教育委員会」とある」を「「市長」とある」に改める。
第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
別表第1菖蒲温水プールの項、鷺宮温水プールの項及び鷺宮体育センターの項中「教育委員会」を「市長」に改める。
(久喜市立体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、前項の規定による改正前の久喜市立市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の久喜市立体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(久喜市栗橋B&G海洋センター条例の一部改正)
- 4 久喜市栗橋B&G海洋センター条例(平成22年久喜市条例第105号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項第2号ただし書中「久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。
第5条、第7条第1項及び第3項、第9条並びに第14条ただし書中「教育委員

会」を「市長」に改める。

第15条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「第3条第2項中「久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と」を「第3条第2項」に、「「教育委員会」とある」を「「市長」とある」に改める。

第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(久喜市栗橋B & G海洋センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の久喜市栗橋B & G海洋センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の久喜市栗橋B & G海洋センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(久喜市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 6 久喜市スポーツ推進審議会条例(平成27年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第4条及び第7条第1項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会スポーツ振興課」を「健康・子ども未来部スポーツ振興課」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(久喜市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の久喜市スポーツ推進審議会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の久喜市スポーツ推進審議会条例の相当規定によりなされたものとみなす。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

令和4年4月1日付け組織機構改革を実施するにあたり、分掌事務の変更について所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。